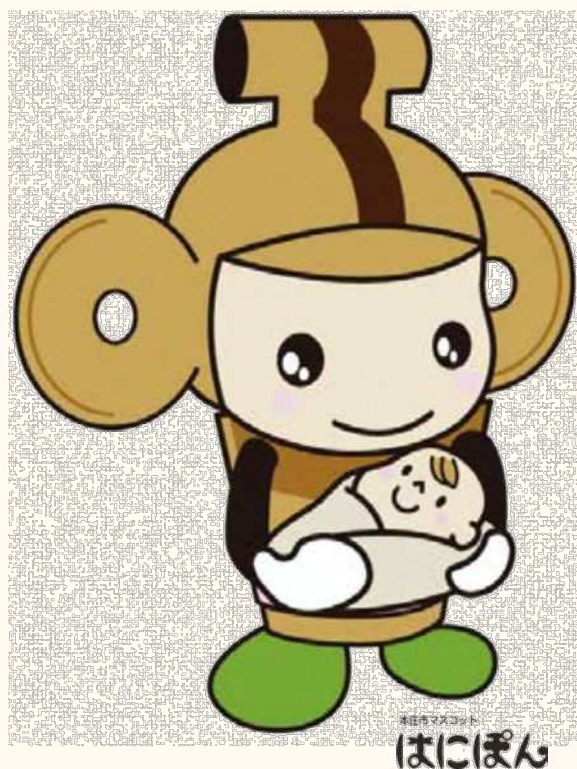


第2期
本庄市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
本庄市

第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

我が国では昨年、「令和」という新しい時代が幕を開けました。

「平成」の時代から、少子化、人口減少という課題に立ち向かっている中で、厚生労働省は昨年末、令和元年人口動態統計の年間推計で、日本人の出生数が86万4千人と発表しました。国を挙げて様々な少子化対策に取り組んでいるにもかかわらず、年間の出生数が90万人を下回ることが推計され、少子化に歯止めがかかっておりません。また、同発表では、出生数が死亡数を下回る人口の自然減について、51万2千人と推計しており、人口減少が加速していることがうかがえます。



本市では、平成27年3月、「本庄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市民の皆さま、民生委員・児童委員をはじめ関係団体等のご理解及びご協力を得ながら、保育所等の待機児童対策、子ども医療における対象児童の年齢拡大、児童虐待防止対策の強化等、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めて参りました。

国の動きとしては、令和元年10月、幼児教育・保育の無償化がはじまりました。さらに、本年4月から、高等教育の無償化、ひとり親家庭等の自立支援の一層の推進等も予定されるなど、子ども及び子育て家庭を取り巻く環境の変化は著しく、社会全体で不安感や負担感の軽減に努め、互いに支え合うことが求められています。

こうした状況や前計画の検証を踏まえ、今回の第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画では、前計画の基本理念「安心して子どもを産み育てることができる支援体制づくり～子どもが 親が 地域が 支え合い ともに育つ本庄市～」を継承し、本市の子ども・子育て支援施策の方向性として新たに5つの基本目標を定めました。

社会の希望であり、未来の宝でもある子どもが輝く未来を見据えて、切れ目なく支援を行い、安心して産み育てることができるまちを目指して参りますので、市民の皆さまのより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました本庄市子ども・子育て会議委員の皆さま、アンケート調査にあたり、計画の基本となるご意見をいただきました市民の皆さま、ヒアリング等にご協力いただきました児童福祉関係事業者の皆さま並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

本庄市長

吉田信解

目次

第1章	計画の概要	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の法的位置づけ	2
第3節	計画の整合性	3
第4節	計画の期間	4
第5節	計画の対象	4
第6節	計画の策定体制	4
	(1) 本庄市子ども・子育て会議の設置	4
	(2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会の設置	4
	(3) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施	4
	(4) 子育て環境の向上に関する団体調査の実施	4
第2章	本庄市の子ども・子育て環境の状況	5
第1節	本市の姿	5
	(1) 人口構造	5
	(2) 子どもの人口	6
	(3) 出生の動向	7
	(4) 世帯の状況	7
	(5) 女性の労働力率	8
	(6) 婚姻の状況	9
	(7) 支援を必要とする人の状況	9
第2節	本庄市における子ども・子育て支援の状況	10
	(1) 保育所の設置状況・利用状況	10
	(2) 幼稚園の設置状況・利用状況	10
	(3) 認定こども園の設置状況・利用状況	11
	(4) 学童保育施設の設置状況・利用状況	11
	(5) 子ども食堂・学習支援の実施状況	11
第3章	アンケート調査からみた本庄市の現状	13
第1節	調査の概要	13
	(1) 調査の目的	13
	(2) 調査の実施概要	13
第2節	市民対象調査の結果（概要）	14
	(1) 就学前児童	14
	(2) 小学生児童	23
第3節	団体調査の結果（概要）	30
第4章	市全体で子ども・子育てを支えるための施策の推進（本庄市次世代育成支援行動計画）	32
第1節	計画の基本理念	32

第2節	基本目標.....	33
(1)	基本目標1 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実する.....	33
(2)	基本目標2 一人ひとりの子どもの権利を守り、その健全な育成を図る.....	33
(3)	基本目標3 子どもの生きる力の向上を図る.....	34
(4)	基本目標4 子育てを支える地域の力の向上を図る.....	35
(5)	基本目標5 安心して子育てができる環境を整備する.....	35
第3節	施策体系.....	36
第4節	施策の展開.....	37
(1)	基本目標1 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実する.....	37
(2)	基本目標2 一人ひとりの子どもの権利を守り、その健全な育成を図る.....	41
(3)	基本目標3 子どもの生きる力の向上を図る.....	48
(4)	基本目標4 子育てを支える地域の力の向上を図る.....	58
(5)	基本目標5 安心して子育てができる環境を整備する.....	64
第5章	地域子ども・子育て支援事業の展開（子ども・子育て支援事業計画）.....	70
第1節	乳幼児期の学校教育・保育の提供.....	70
(1)	区域の設定.....	70
(2)	児童数の推計.....	71
(3)	教育・保育の量の見込み.....	72
第2節	量の見込みと提供体制の確保.....	75
(1)	利用者支援事業.....	75
(2)	延長保育事業.....	75
(3)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	76
(4)	子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	76
(5)	地域子育て支援拠点事業.....	76
(6)	一時預かり事業.....	77
(7)	病児保育事業（病児・病後児保育事業）.....	78
(8)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	78
(9)	乳児家庭全戸訪問事業.....	79
(10)	養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業.....	79
(11)	妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）.....	79
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	80
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	80
第3節	子ども・子育て支援事業の推進にあたって.....	81
(1)	認定こども園の普及.....	81
(2)	幼稚園及び保育所、小学校との連携.....	81
(3)	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	81
第6章	計画の推進に向けて.....	82
第1節	計画の推進体制.....	82
(1)	計画の周知.....	82
(2)	計画推進体制の連携強化.....	82
第2節	計画推進における役割分担.....	82

(1) 市の役割.....	82
(2) 家庭の役割.....	82
(3) 地域の役割.....	83
(4) 職場の役割.....	83
第3節 計画の進行管理	83
第7章 参考資料.....	84
(1) 認定区分と給付内容.....	84
(2) 計画の策定経緯	85
(3) 本庄市子ども・子育て会議条例.....	86
(4) 本庄市子ども・子育て会議委員名簿.....	88
(5) 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会設置規程	89
(6) 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会委員名簿	91
(7) 用語一覧（50音順）	92

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、出生数や出生率の低下に伴う少子化が長きにわたって進行しており、平成27年の国勢調査では、初めて総人口の減少が確認されることとなりました。少子化に伴う人口減少は、今後もさらに加速しながら進行するものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、2053年には1億人を割り込むものと見込まれています。

子どもや子育て世代の状況をみると、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の大きな変化が生じているため、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

こうした状況に対し、国は平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」。）を施行しました。市町村は新制度の実施主体としての役割を担うこととされており、①子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施、②質の確保された給付・事業の提供、③給付・事業の確実な利用の支援、④事業の費用・給付の支払い、⑤計画的な提供体制の確保・基盤整備といった権限と責務が与えられています。

本制度に基づいて、本市でも平成27年3月に「本庄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心して子どもを生み育てることができる支援体制づくり ～子どもが 親が 地域が 支え合い とともに育つ本庄市～」を基本理念に、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。

この計画は、現行の「本庄市子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了することを受けて、これまでの市の取り組みを振り返るとともに、今後子ども・子育て支援における本市のあり方を定めるため、策定するものです。

第2節 計画の法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づいて定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」は法律上任意の策定となりましたが、本計画は子ども・子育てに関する総合計画としての役割を有する計画であるとみなし、次世代育成支援対策の行動計画の内容を含む計画として策定します。

■子ども・子育て支援法（抜粋）■

(市町村子ども子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4～10 (略)

■次世代育成支援対策推進法（抜粋）■

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

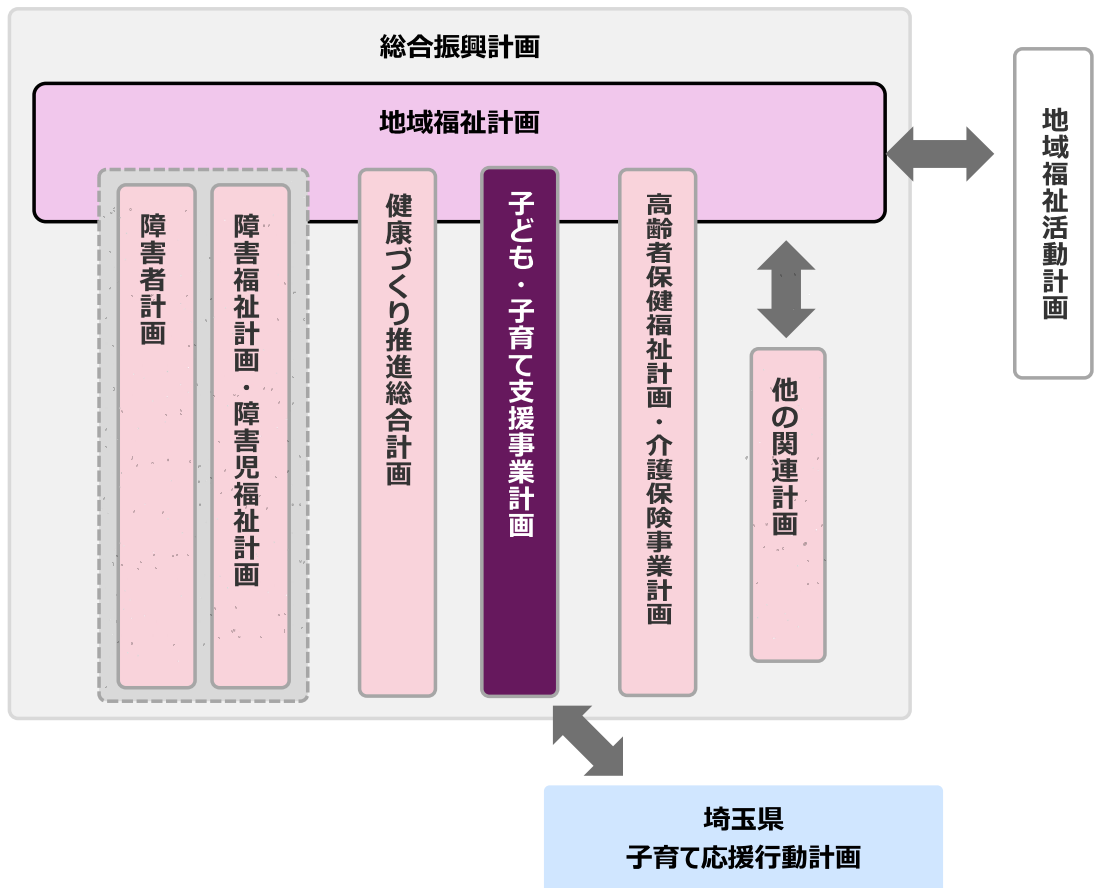
- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3～8 （略）

第3節 計画の整合性

本計画は、市の「本庄市総合振興計画」及び「本庄市地域福祉計画」等の関連する福祉計画との整合性を図りながら策定しています。また、県の「埼玉県子育て応援行動計画」との整合性を図っています。

■他計画との関係性■



第4節 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間（令和2年度～令和6年度）とします。なお、時勢の変化等の必要に応じて、随時見直すものとします。

第5節 計画の対象

本計画は、本市に居住するすべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。なお、本計画における「子ども」とは、概ね18歳未満の市民を指しています。

第6節 計画の策定体制

（1）本庄市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置するよう努めることとされており、本計画の策定経過においても、学識経験者、子育て支援事業従事者、PTA連合会、幼稚園保護者会、保育園保護者会、小学校校長会、医師会及び公募による市民等から構成された「本庄市子ども・子育て会議」において意見を聴取しています。

（2）本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会の設置

子育て支援課を中心に庁内の関係部局職員により構成された「本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会」において、計画策定に必要な事項に関して検討を行いました。

（3）子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

本計画策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童及び小学校児童のいる世帯の中から無作為に抽出した世帯を対象に、「本庄市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

（4）子育て環境の向上に関する団体調査の実施

本計画策定にあたり、子どもやその保護者に接することの多い子育て支援団体や事業者等を対象に、日頃接している子どもや保護者の様子や地域・行政に求める役割などを把握するため、ヒアリングや「本庄市子育て環境の向上に関するアンケート」を実施しました。